

(総務消防委員会要求資料)

令和4年9月  
行 財 政 局  
保 健 福 祉 局  
子ども若者はぐくみ局

均等割減免制度廃止に伴い影響を受ける福祉施策における経過措置の  
実施に係る分類について

※ 別紙のとおり

経過措置の実施に係る福祉施策の分類について

別紙

現時点の分類（案）	福祉施策
<p>利用料金や利用者負担額が定額である施策</p>	障害福祉サービス（入所）
	障害福祉サービス（居宅等）
	障害福祉サービス（移動支援，日中一時支援等）
	補装具
	日常生活用具
	京都市ヘルパー特例派遣事業
	緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業
	障害者休日・夜間緊急対応支援事業
	やむを得ない事由による措置
	更生医療
	自立支援医療（精神通院医療）
	障害者自立支援医療特別対策費
	養護老人ホーム入所措置
	高齢者すまい・生活支援事業
	高齢者虐待シェルター確保事業
	介護保険（家族介護用品支給事業）
	障害児入所給付費
	育成医療
	高校進学・修学支援金支給事業（学用品購入等助成金）
	児童福祉施設措置費（助産施設以外）
	子育て支援短期利用事業
	ひとり親家庭等日常生活支援事業
	高等職業訓練促進給付金等事業
	産前産後ヘルパー派遣事業

現時点の分類（案）	福祉施策
利用料金や利用者負担額が定額である施策	小児慢性特定疾病医療費助成
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
	育児支援ヘルパー派遣事業
	スマイルママ・ホッと事業
	利用者負担額（保育料）
利用実績等に応じて給付額が変動する施策	高額障害福祉サービス費
	在宅自立支援給付費（重複利用）
	成年後見制度利用支援事業（障害）
	国民健康保険（高額療養費）
	国民健康保険（入院時食事療養費）
	国民健康保険（高額介護合算療養費）
	後期高齢者医療（高額療養費）
	後期高齢者医療（入院時食事療養費）
	後期高齢者医療（高額介護合算療養費）
	介護保険（施設及び居宅サービス・補足給付）
本市では利用実績等の把握ができない施策	特定医療費（難病）
	老人医療費支給事業
	介護保険（高額医療合算介護サービス費）
	時間外（延長）保育事業
	一時預かり事業
	病児・病後児保育事業

※ 経過措置の実施方法については、個別施策ごとに、可能な限り対象者のお手間とならないよう検討を進めます。